

「いきいき訪問」PT・OT研修会における質問に対するQ&A

H30.1.11

No.	問	答
1	<p>【他のサービスとの併用について】 PT・OTいない訪看ステーションの訪問に、いきいき訪問の併用は想定しているのか。</p>	<p>PT・OTが関わる機会のないサービスとの併用は想定しています。デイサービスの専門職、ヘルパー、CMなど利用者さんが関わる専門職への指導・提案をお願いしたい。</p>
2	<p>【サービスの担う範囲について】 地域資源へつなぐところまで、この訪問で担うとあるが、つなぐとはどこまでが対象になるのか？</p>	<p>より具体的なご本人の身体状況、今後どうなっていくのか、リハの必要性、その程度、などをCMに同行して利用者に伝えてもらうことがまず一番お願いしたいところです。(利用者の能力、予後予測などを判断するのがリハ職の役割)それを踏まえて、どのような地域資源につなぐことが良いのかを指導・助言していただきたい。利用者に適した地域資源を探すことは、他の支援者に任せるといったスタンスで良いと考えています。例えば、地域資源は、生活支援コーディネーターや各包括支援センターが情報を多く持っているので、まずはコーディネーター、包括へ相談してもらいたい。</p>
3	<p>【サービスの担う範囲について】 30分、1時間に移動時間は含まれるか？</p>	<p>将来的には、圏域毎に依頼する療法士を配置することを想定しており、出来るだけ移動時間がかからないよう配慮する予定です。 (移動時間は支援時間に含まない)</p>
4	<p>【サービスの担う範囲について】 訪問する場所は、居宅だけでなく、利用者が通っているデイサービスも想定しているのか？</p>	<p>基本的に、居宅への訪問を想定しています。居宅以外には、地域のサロンなどの通いの場などは、環境調整という意味で訪問対象と考えています。</p>
5	<p>【サービス提供期間について】 訪問の終了は誰が決める？</p>	<p>CMが中心となり、PT・OT、本人も交えて相談の上で決めていただくことになると思うが、身体状況や予後予測などの評価を踏まえて先生方に先導していただきたい。</p>
6	<p>【サービス提供期間について】 最大8回の対応で終わらない場合は？</p>	<p>ケアプランを立てる際に、サービスの提供期間が示されますが、必要に応じてプラン変更で、別のサービス提供での対応が可能です。</p>
7	<p>【責任の所在について】 Dr.の指示書がない中で、指導で状態が悪化した場合などは、どうなるのか？また誰が責任を負うのか？</p>	<p>基本的には本人とサービス提供事業者との契約によるサービスとなります。介護保険サービスとなりますので、医師の指示書は必要としますが、必要に応じて医師との連携を取ったり、医師の指示を得るなどしていただきたい。</p>
8		